

# HTW ラブホテル投資クラブ 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本会は、『HTW ラブホテル投資クラブ』と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、ラブホテル売買物件情報の検討を通じて、会員のラブホテル投資の実現を目的とする。

### 第3条 (事務局)

本会の事務局を、主宰者（株式会社ハート・トラストウィン 代表取締役 山内和美）の事務所内（東京都新宿区西新宿3-1-2）に置く。

### 第4条 (事業)

主宰者は会員に対して、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ラブホテル売買情報の検討支援
2. ラブホテル投資の助言・指導
3. ラブホテルの経営・管理の助言・指導

### 第5条 (会の開催)

定例会を年間5回、主宰者が個別に会員に対し開催する。定例会以外に、主宰者が優良なラブホテル物件情報を入手し、至急検討会を開催するべきであると判断した場合は、定例会に限らず、随時、会を開催することができるものとする。

## 第2章 会員

### 第6条 (会員資格)

本会は、ラブホテルに投資したい法人および個人のうち、所定の手続きを経た者で、主宰者が入会を認めた者を会員とする。

所定の手続きとは、原則として主宰者との面談、所定の書式への記入をいう。

### 第2条 (会費)

会員は、所定の会費を納入するものとする。会費の内訳は、入会金と年会費とする。入会金は入会時に一括納付とする。2年度目以降は、年会費を1万円とする。入会初年度に限り、年会費の徴収はしないものとする。会費は入会金10万円、2年度目以降、年会費1万円とする。ただし、本会の運営上、やむを得ず会費が変更される場合があるが、すでに納入済みの入会金については、永年会費として変更されないものとする。

『第4条第1項 ラブホテル売買情報の検討支援』は、会費の範囲とする。一旦納入された会費については、これを返還しないものとする。

本会の目的を達成した後の『第4条第2項 ラブホテル投資の助言・指導』、および、『第

3項 ラブホテル経営・管理の助言・指導』について、また、不動産仲介手数料、金融紹介手数料は会費の範囲には含まれない。

#### 第8条（届出）

会員は、その住所、氏名を変更したときには速やかに届け出るものとする。

#### 第9条（退会）

会員は、退会したい場合には、主宰者に届け出ることによって退会できる。ただし、一旦納入された会費については、返還しないものとする。

主宰者が、本会の会員としてふさわしくないと見なした会員については、会員に通知することで、退会の措置をとることができるものとする。主宰者が退会の措置をとった会員に限り、入会金および年会費は返還するものとする。

#### 付則

- 1 この会則は2009年8月1日より施行する

2009年11月13日 一部改訂